

平成30年度 豊後大野市農業集落排水特別会計予算

平成30年度 豊後大野市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,812千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		450
	1 分担金	450
2 使用料及び手数料		65,230
	1 使用料	65,170
	2 手数料	60
3 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
4 繰入金		109,427
	1 他会計繰入金	109,427
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		503
	1 預金利子	1
	2 雑入	502
7 市債		19,200
	1 市債	19,200
歳入合計		195,812

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		20,749
	1 総 務 管 理 費	20,749
2 事 業 費		63,109
	1 維 持 管 理 費	63,109
3 公 債 費		110,954
	1 公 債 費	110,954
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	195,812

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 本 費 平 準 化 債	19,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。